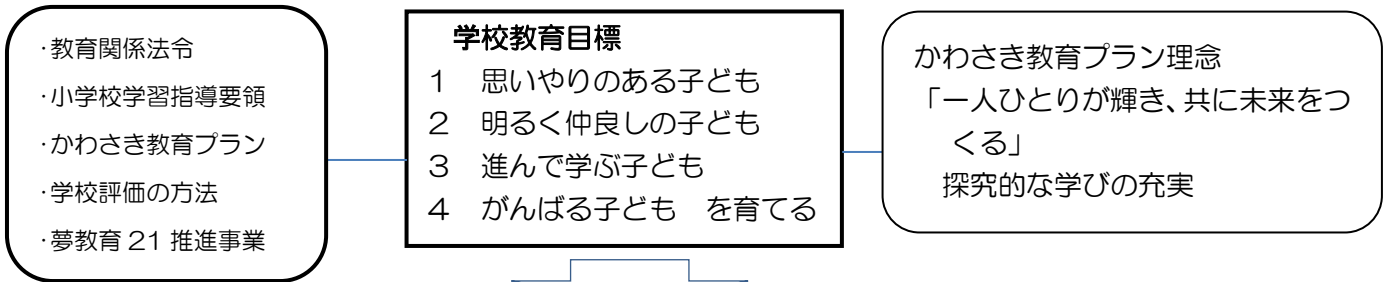


令和 8 年度 川崎市立犬蔵小学校学校いじめ防止基本方針

1 学校経営計画



めざす学校像
子どもが生き生きと笑顔で学び合う学校

めざす子ども像

自分を大切にし、他人を認める姿

共に学びをつくる姿

自己有用感を高める姿

安心・安全に過ごす姿

重点目標及び実現するための具体的な取組の 4 つの柱

1の柱 人権尊重教育・特別支援教育の充実	2の柱 協働的な学びの充実 個別最適な学びの充実	3の柱 主体性を育む教育活動の創造	4の柱 保護者・地域との連携 安心・安全な環境整備
<ul style="list-style-type: none"> 個々の自立をめざす特別支援教育の充実 子どもの権利条例の趣旨の尊重 支援教育 Co を中心とした児童理解と課題解決 教育相談の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 学び合いの授業づくり 指導方法や指導体制の工夫、授業改善 問題解決的な学習過程を取り入れた学習による、思考力、判断力、表現力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 特別活動・学校行事の充実 計画・実行・評価・改善のサイクルを大切にされた教育活動の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者・地域、幼小・中学校との連携 防災教育の推進 学校危機管理への対応 情報モラル教育の充実 開かれた学校に向けた情報発信
<ul style="list-style-type: none"> ●児童理解に努め、問題行動の早期発見・いじめ防止や不登校の対応に努める。 ●ホットルームなどの心の落ち着く居場所づくりを行い、個に適した学習環境・支援方法を考えた支援を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎～温かな聴き方ややさしい話し方～児童がそれぞれの考えをもち、伝え合い、認めあうことで学習のねらいを達成していくような授業をつくる。 ●生活・総合的な学習の地域教材の見直しや探究的な教材開発を行い、協働研究により授業力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎「50周年記念犬リンピック」や「創立50周年記念式典」など特別活動・学校行事の充実を図る。 ●将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てるために、キャリア在り方生き方教育の充実に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●防災教育を推進し、防犯防災対策・安全点検の実施や改善に努め、より一層の安全対策をPTA・地域・関係機関等と連携して取り組む。 ●教育活動の内容や安心安全にかかわる情報の発信に努める。

創立50周年 スローガン

まちのじまん！思いやりと笑顔あふれる犬蔵小学校

めざす学校像を創り出す チャレンジ

ウェルビーイング 時間をつくり授業を創る働き方改革

午前5時間授業制の日課表 みんなの校庭プロジェクト 朝・放課後の図書室開放

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とといいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭
巡回スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
(校長・教頭・支援教育コーディネーター)
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・（支援教育コーディネーター・児童支援部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営（支援教育コーディネーター・児童支援部・教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・（支援教育コーディネーター・教務主任）
- サポート級・・・・・・・・（学年主任）
- 1年・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・（学年主任）
- 3年・・・・・・・・（学年主任） 4年・・・・・・・・（学年主任）
- 5年・・・・・・・・（学年主任） 6年・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（児童会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（教務主任）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭・支援教育コーディネーター）

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・児童生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度からの児童指導上の引継ぎ事項の確認基本方針・重点目標の確認 ・本年度の「いじめ防止基本方針」の確定(基本方針・重点目標・構成員・役割分担・年間指導計画等の確認) ・かわさき共生*共育プログラムの取組について ・効果測定計画
5	<ul style="list-style-type: none"> ・犬リンピック(運動会)に向けた児童会の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集 ・第1回学校生活アンケートの実施・集約・対応検討 ・第1回効果測定 ・携帯・スマートフォン等サイバー教室実施 ・希望性面談の実施 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (あいさつ運動・いじめ防止標語の募集・道徳科いじめ防止教材による学習)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・児童の人間関係づくりに関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談の実施 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の対応・方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討 ・SOS出し方受け止め方教育研修
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・「子どもの権利週間」
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケートの実施・集約・対応検討 ・第2回効果測定 ・冬休み期間中の対応確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

教職員の取組

【児童理解に根差した共感的なかかわり】

- ・どの子にとっても居心地の良い学級となるように、学級にルールを確立するとともに、よりよい人間関係が育まれるように配慮する。
- ・子ども、保護者からの相談の申し出に対しては誠実に対応する。

【チームによる支援】

- ・日常から児童や事案についての情報共有を徹底する。
- ・いじめにまつわる事案が発生した時は、直ちにいじめ防止対策会議を開き、早急に対応策を講じる。

【開かれた教育相談】

- ・支援教育コーディネーターを核として、気軽に相談できる体制をつくる。
- ・「毎日が教育相談日」という体制づくりと周知。
- ・支援教育コーディネーター、巡回カウンセラーの周知。

児童の自主的な取組

【自主的な企画・運営】

- ・集会・児童集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

【交流活動の活性化】

- ・委員会活動（花いっぱい運動、声かけ運動）
- ・異学年間のふれあい（各種当番活動の手伝い、日常的な遊び相手）
- ・「なかよしタイム」の実施
- ・異校種間・幼保小連携
- ・自治会との交流
- ・シニアクラブの方々との交流
- ・「学校教育活動推進会議」「学校説明会・報告会」での児童会活動の取組発表

【啓発活動】

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・登下校時における見守り活動

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動